

＊～＊

那須町予防接種のご案内

＊～＊

○対象年齢・受け方

予防接種		対象年齢	受け方
ロタ (経口)	ロタ 1 価	生後6週0日～ 24 週 0 日	2 7 日以上の間隔で2回接種 (標準的には、初回接種は生後 14 週 6 日までに行う)
	ロタ 5 価	生後6週0日～ 3 2 週 0 日	2 7 日以上の間隔で3回接種 (標準的には、初回接種は生後 14 週 6 日までに行う)
小児用肺炎球菌 (PCV20)		2 か月～ 5 歳に至るまで	○初回接種開始時に2か月～7か月に至るまで 初回接種：生後 24 月に至るまでの間に2 7 日以上の間隔で3 回接種 追加接種：初回接種終了後6 0 日以上の間隔をおいて、生後 12 月に至った日以降において、1 回接種 ※ 接種開始時期で接種回数変更あり
B型肝炎		2 か月～1 歳未満	2 7 日以上の間隔で2回、1 回目から1 3 9 日以上あけて1 回 計 3 回接種 (標準的には生後2か月～9か月未満に接種)
5種混合第1期 (DPT - IPV - Hib)		2 か月～7 歳 6 か 月に至るまで	第1期初回：2 0 日以上の間隔をおいて3回接種 第1期追加：初回接種終了後6か月以上間隔をあけて1 回接種
BCG		12 か月に至るまで	1 回接種 (標準的には5～8 か月未満に接種)
MR第1期・第2期 M：麻しん R：風しん		1 期：1 歳児 2 期：年長児相当	第1期1回、第2期1回の計2回接種。 麻しん・風しんのどちらにもかかったことが無い方、及びかか ったかどうか不明な方はMRワクチンを接種。
水 痘		1 歳～3 歳に至るまで	3か月以上の間隔をおいて2 回接種
おたふくかぜ (任意接種)		1 回目：1 歳児 2 回目：年長児相当	MR と同時期に接種することが望ましい
子どもインフルエンザ (任意接種)		1 歳～中学3年生	1 歳～小学生：2～4 週間の間隔をおいて2回接種 中学生：1 回接種 流行前の1 0 月～1 2 月の接種が望ましい
日本脳炎第1期		6 か月～7 歳 6 か 月に至るまで	第1期初回：6 日以上の間隔をおいて2回接種 第1期追加：初回接種終了後6 か月以上あけて1 回接種 (標準的には初回は3歳～4 歳未満、追加は4 歳～5 歳未満に 接種)

○同時接種について

接種するワクチンの種類が多いため、医師が必要と認めた場合には、2種類以上の予防接種を同時に
同一の接種者に対して行います。

※ 例：生後2か月になったら初回接種1回目として、4種類のワクチンを同日に接種します。

ロタウイルス (経口接種なので、注射で はありません)	5種混合ワクチン 小児用肺炎球菌ワクチン (PCV20) B型肝炎ワクチン の3種類を同日に別の接種部位に注射します	※ 生後2か月から接 種を開始し、BCGの接 種が終了するまでは、 概ね1か月に1回、予 防接種を受けるイメー ジでスケジュールを組 みましょう。
-----------------------------------	---	---

定期予防接種の接種費用は、全額公費負担ですので無料で受けられます！

○那須町予防接種助成金額(1回あたり)

※任意接種(自己負担有)

ワクチン	助成金額	ワクチン	助成金額	ワクチン	助成金額
1価口タ	14,630円	BCG	11,561円	HPV感染症(2価)	16,720円
5価口タ	9,680円	MR	11,000円	HPV感染症(4価)	16,720円
B型肝炎	7,520円	水痘	8,470円	HPV感染症(9価)	29,480円
小児用肺炎球菌	12,320円	日本脳炎	7,370円	おたふくかぜ(任意)	2,650円
5種混合	20,548円	第2期(DT)	5,830円	インフルエンザ(任意)	2,200円

○持参品：健康保険証・母子健康手帳・予診票・任意接種の自己負担金

(任意接種の助成金額は接種費用の約半額です。自己負担金がいくなるかは医療機関に確認してください)

- 大田原市、那須塩原市、那須町の3市町にある医療機関は、ほとんどが契約医療機関となっています。那須町契約医療機関で定期予防接種される場合は窓口支払いなしで接種できます。任意予防接種(おたふくかぜ・子どもインフルエンザ)については、町の助成金額を引いた額を医療機関にお支払い願います。
- 那須町契約医療機関以外で接種される場合は、手続きが必要です。詳細は別紙をご覧ください。
- 接種前に必ず町から配られた「**予防接種と子どもの健康**」をよく読んでから接種しましょう！また、任意予防接種については、おたすけファイルにある各予防接種の説明をよく読んでから接種しましょう！
- 予防接種による救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく補償を受けることができます。但し、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を予防接種・感染症医療・法律等各分野の専門家からなる審査会にて審査し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

- 平成25年4月1日より県内相互乗り入れ事業により、栃木県医師会に加入する医療機関で、かつ加入する医療機関での定期予防接種につきましては、窓口支払いなしでの接種が可能になりました。栃木県相互乗り入れ事業に加入する医療機関で定期予防接種を希望する方は、保健センターまでお問い合わせください(相互乗り入れ事業県内統一の共通用紙・予診票使用可能)。なお、栃木県相互乗り入れ事業に加入する医療機関については栃木県医師会ホームページで確認できます。
- 長期療養疾病の特例措置が公布され、長期療養疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者について、回復時より2年間(疾病によっては上限年齢を設定あり)に限り、定期の予防接種として接種が受けられることになりました。詳細については、保健センターまでお問い合わせください。

※ 予防接種を受ける場合は、実施医療機関に予約をしてから受けてください。

